

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成30年2月21日
【会社名】	株式会社ODKソリューションズ
【英訳名】	ODK Solutions Company,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 西井 生和
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市中央区道修町一丁目6番7号
【電話番号】	06 - 6202 - 3700
【事務連絡者氏名】	企画総務部長 作本 宜之
【最寄りの連絡場所】	大阪府大阪市中央区道修町一丁目6番7号
【電話番号】	06 - 6202 - 0413
【事務連絡者氏名】	企画総務部長 作本 宜之
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 251,900,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	株式会社ODKソリューションズ東京支店 (東京都中央区新川一丁目28番25号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	550,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株となっております。

- (注) 1 平成30年2月21日開催の取締役会決議によります。
- 2 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式の処分により行われるものであり(以下、「本自己株式処分」という。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
- 3 振替機関の名称及び住所は次の通りです。
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	550,000株	251,900,000	
一般募集			
計(総発行株式)	550,000株	251,900,000	

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
- 2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式の処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
458		100株	平成30年3月9日		平成30年3月12日

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式の処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 3 申込みの方法は、当社と割当予定先との間で株式総数引受契約書を申込期間に締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ODKソリューションズ	大阪府大阪市中央区道修町一丁目6番7号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 大阪中央支店	大阪府大阪市中央区高麗橋一丁目8番13号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
251,900,000	300,000	251,600,000

- (注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税は含まれておりません。
2 発行諸費用の内訳は、有価証券届出書等の書類作成費用等を予定しております。

(2)【手取金の使途】

本自己株式処分により調達する資金は、株式会社ファルコホールディングス(代表取締役社長:安田忠史以下、「ファルコHD」といいます。)との成長戦略実現に向けて備えることを目的としております。内訳として、当社によるファルコHD株式取得費用約71百万円に充当し、残りの約181百万円は主に、ファルコHD子会社である株式会社ファルコバイオシステムズ(代表取締役社長:江口宏志以下、「ファルコバイオシステムズ」といいます。)の医療システム開発等に必要なる人的リソース調達等の運転資金に充当する予定であります。なお、調達された資金は実際の支出時期まで当社の銀行口座にて管理いたします。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(1)割当予定先の概要

名称	株式会社ファルコホールディングス			
本店の所在地	京都府京都市中京区河原町通二条上る清水町346			
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書	事業年度 (第30期)	自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日	平成29年6月23日 近畿財務局長に提出
	四半期報告書	事業年度 (第31期第1四半期)	自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日	平成29年8月8日 近畿財務局長に提出
	四半期報告書	事業年度 (第31期第2四半期)	自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日	平成29年11月8日 近畿財務局長に提出
	四半期報告書の訂正報告書	事業年度 (第31期第2四半期)	自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日	平成29年11月17日 近畿財務局長に提出
	四半期報告書	事業年度 (第31期第3四半期)	自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日	平成30年2月13日 近畿財務局長に提出

(注) 割当予定先は、東京証券取引所市場第一部に上場しております。

(2)提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	10,000株
	割当予定先が保有している当社の株式の数	300,000株
人事関係	平成30年2月21日現在、当社は割当予定先のグループ会社より出向者を21名受け入れております。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術又は取引関係	当社とファルコHDは、平成28年8月5日付で業務・資本提携契約を締結しており、同契約に基づき、当社はファルコHDのグループ会社に対して、臨床検査業務に係るシステム運用サービスにおいて、取引関係があります。	

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係は、平成30年2月21日現在のものです。

(3) 割当予定先の選定理由

当社は、金融機関及び学校法人向け情報処理アウトソーシングサービスを提供しております。最近では、AIを活用した各種ソリューションの提供に向けた取り組みや、情報処理アウトソーシングとWebのメリットを融合した即時性の高いシステムソリューションを開発・提供しております。

一方、ファルコグループは、臨床検査事業、調剤薬局事業を主な事業としており、遺伝子検査や治験研究検査等、医療総合サービスを展開しております。特に、ファルコバイオシステムズにおいては、臨床検査データの提供等を通じて医療機関をサポートしております。

当社は、事業戦略として「新たな領域へのチャレンジ」や「アライアンス・M&Aを活用した新規事業創出」を掲げ、その展開に取り組んでまいりました。平成28年8月5日にファルコHDと業務・資本提携契約を締結し、事業上のシナジーを創出することにより、両社の企業価値・株主価値を向上させることを実現してまいりました。

今回、両社が互いの株式保有数を増加し、相手方の企業価値に対する利害関係を強めることが業務提携に対するコミットをより強め、今後の事業展開を加速させるとの判断のもとに、相手方への割当を実施いたします。

(4) 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 550,000株

(5) 株券等の保有方針

当社は、割当予定先であるファルコHDから、本自己株式処分により取得する株式について、業務・資本提携契約書の主旨に鑑み、長期的に継続して保有する意向であることを確認しております。

なお、当社は割当予定先であるファルコHDより、割当後2年以内に本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちにその内容を当社に書面により報告する旨、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に書面により報告する旨及び当該報告の内容が公衆の縦覧に供されることに同意する旨の確約書を受領する予定です。

(6) 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先であるファルコHDの第30期有価証券報告書(平成29年6月23日提出)及び第31期第3四半期報告書(平成30年2月13日提出)に記載されている財務諸表により、本自己株式処分に係る払込みに必要かつ十分な現金及び預金を有していることを確認しております。

(7) 割当予定先の実態

割当予定先であるファルコHDは、株式会社東京証券取引所市場第一部に上場しており、同社が平成29年12月1日に同取引所に提出した「コーポレート・ガバナンス報告書」に記載している「内部統制システム等に関する事項」において、反社会的勢力に対し一切の関係を遮断し毅然たる対応を徹底する基本方針を定め、「反社会的勢力に対する行動基準、倫理方針」に基づく行動に努めるとともに、外部専門機関との連携を通じ、反社会的勢力に関する情報を共有化していることを公表しております。以上より、当社は、割当予定先及び割当予定先子会社、これらの役員ならびに主要株主が反社会的勢力及び特定団体等(暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体)とは一切関係ないものと判断しております。なお、当社とファルコHDは、平成28年2月24日付で「反社会的勢力排除に関する覚書」を締結しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 処分価額の算定根拠及び合理性に関する考え方

処分価額は、本第三者割当に関する取締役会決議の直前営業日(平成30年2月20日)の株式会社東京証券取引所JASDAQ市場における当社終値に相当する価額458円といたしました。結果として、取締役会決議の直前営業日までの1ヶ月終値平均に対しディスカウント率2.34%、3ヶ月終値平均に対しディスカウント率3.17%、6ヶ月終値平均に対しプレミアム率3.38%となっております。

上記を算定の基準としたのは、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にて、第三者割当を行う場合の第三者割当増資に係る払込金額は、取締役会決議の直前営業日の価額を基準とするとされていること、また、算定時に最も近い時点の市場価格である取締役会決議の直前営業日の終値が、現時点における当社に対する評価を最も適切に反映しており、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したことから、割当予定先と協議のうえ決定したものであります。

なお、本第三者割当に関する取締役会決議に参加した社外監査役2名を含む監査役3名全員からも、本自己株式処分の価額は、当該株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準にしていること、参考とした市場価格は取締役会決議の直前営業日終値であり、当社の直近の状況が市場評価に反映されていると考えられることから、適正かつ妥当な価格であり、割当予定先に特に有利でなく適法である旨の見解を受けております。

(2) 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

本自己株式処分により、割当予定先に割り当てる株式数550,000株は、当社発行済株式数8,200,000株(平成29年9月30日現在)に対し6.71%(小数点第3位を四捨五入、総議決権数75,997個(平成29年9月30日現在)に対する割合7.24%)であります。

当社といたしましては、本件の割当予定先との資本関係を深めることは、割当予定先との関係強化並びに継続的な取引基盤の強化を図り、ストックビジネスの拡充ひいては財務体質の強化に資するものと考えており、本自己株式処分による処分数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
株式会社学研ホールディングス	東京都品川区西五反田2-11-8	1,350,000	17.76%	1,350,000	16.57%
株式会社ファルコホールディングス	京都市中京区河原町通二条上る清水町346	300,000	3.95%	850,000	10.43%
ナカバヤシ株式会社	大阪市中央区北浜東1-20	450,000	5.92%	450,000	5.52%
日本通信紙株式会社	東京都台東区下谷1-7-5	400,000	5.26%	400,000	4.91%
廣田証券株式会社	大阪市中央区北浜1-1-24	300,028	3.95%	300,028	3.68%
日本システム技術株式会社	大阪市北区中之島2-3-18	300,000	3.95%	300,000	3.68%
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	300,000	3.95%	300,000	3.68%
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1-1-2	300,000	3.95%	300,000	3.68%
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町2-2-1	300,000	3.95%	300,000	3.68%
ODK従業員持株会	大阪市中央区道修町1-6-7	263,500	3.47%	263,500	3.23%
計		4,263,528	56.10%	4,813,528	59.06%

(注) 1 平成29年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2 上記のほか自己株式600,000株があり、当該割当後は50,000株となります。

3 所有議決権数の割合は小数点第3位を四捨五入して表記しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 資本金の増加について

「第四部 組込情報」の有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間に、資本金の増加はありません。

2 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書及び四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日までの間に、生じた変更その他の事由はありません。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないと判断しております。

3 臨時報告書の提出について

「第四部 組込情報」の有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間に、以下の臨時報告書を近畿財務局長に提出しております。

（平成29年6月29日提出の臨時報告書）

1 提出理由

平成29年6月28日開催の当社第54回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金5円

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
議案	56,461	20	0	（注）	可決（99.4%）

（注） 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の大株主のうち各議案の賛否に関して確認ができた議決権の集計により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算していません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第54期)	自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日	平成29年6月28日 近畿財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第55期第3四半期)	自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日	平成30年2月9日 近畿財務局長に提出

上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)」A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年6月28日

株式会社ODKソリューションズ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 梅原 隆 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 仲 昌彦 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ODKソリューションズの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ODKソリューションズ及び連結子会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ODKソリューションズの平成29年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ODKソリューションズが平成29年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年6月28日

株式会社ODKソリューションズ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 梅原 隆 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 仲 昌彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ODKソリューションズの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第54期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ODKソリューションズの平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年2月9日

株式会社ODKソリューションズ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 金子 一昭 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 仲 昌彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ODKソリューションズの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成29年10月1日から平成29年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成29年4月1日から平成29年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ODKソリューションズ及び連結子会社の平成29年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。